

生徒心得

都立足立新田高等学校の生徒として、円滑な学校生活を送るために、以下に掲げる事項を守る。

〔Ⅰ〕学校での生活時間帯について

1. 始業時刻は年間を通じて8時30分とし、8時25分の予鈴までに生徒は自席に着いていること。ただし、特別の指示のある場合を除き7時45分以前に登校することはできない。
2. 授業の開始の合図があるまでに、授業のための準備をし、開始の合図で生徒は自席に着いていなければならない。
3. 最終下校時刻は16時55分とする。
4. 公式戦等のため特別に居残り活動を顧問が認めた場合、所定の届により最大19時00分まで活動でき、19時30分を完全下校とすることができる。活動には、顧問が必ず付き添う必要がある。
5. 始業前に早朝練習をしようとするときは、顧問が付き添う場合に限り認める。
6. 早朝練習は7時30分以降とし、8時15分までには平常の服装にもどる。
7. 活動時間が守れない部は、その活動を停止させる。
8. 登校時より下校時までは無断で外出することはできない。
9. 機械警備の導入に伴い、登下校時間等の指導には従うこと。

〔Ⅱ〕校内生活について

1. 授業時間中は静かにし、みだりに私語をしたり、

騒いだりしてはいけない。

2. 授業時間中の携帯電話・スマートフォン使用は厳禁とする。また、携帯電話・スマートフォンを机の上に置いたまま授業を受けない。
3. ガムその他を口に入れて授業を受けるような態度は厳禁とする。
4. 手袋、マフラー、コート類などを身につけたままで授業を受けない。
5. 授業に遅れて教室に入るときには、教科担当の先生に理由を説明し、断った後に静かに自席に着く。
6. 室内、廊下、屋上、中庭、その他通路付近でボール遊び等をしてはいけない。
7. 校内で外来者に出会った時には、通路を開けて挨拶する。
8. 部活動、H R 活動、生徒会活動、学校行事等には積極的に参加する。
9. 委員会活動や清掃など割り当てられた各自の分担は責任をもって行う。(優先順位は委員会活動→H R 活動→部活動の順)

〔Ⅲ〕学校施設・設備の使用について

1. H R や部活動に割り当てられた場所以外を使用しようとするときには、指導担当の先生と、管理責任の先生との許可を得た後、所定の手続きを経て、生徒部に届け出る。
2. 机、ロッカーその他の学校設備・校具は大切に扱い、落書きや私物化しない。
3. 学校の施設・設備を誤って破損したときには、直ちにその旨を担当教員を通じて生徒部に申し出

る。意図的であった場合には弁償する。

4. 電気・水道・エアコンなどの使用は、必要最小限にとどめ、特に教室を移動して使わない時には必ず消すこと。

〔Ⅳ〕 掲示・印刷物・その他の活動について

1. HR内で掲示もしくは印刷物を配布しようとするときには、HR担任の許可を得る。
2. HR以外の校内に掲示物を貼るときには顧問または担任を通じて生徒部の許可を受け、定められた場所に限り掲示する。ただし、掲示期間は2週間程度とする。
3. 生徒会関係の掲示をするときには、一部生徒部の代りに本部役員会が許可を代行することができる。
4. HR以外で印刷物を配布しようとするときには、顧問または担任を通じて生徒部の許可を得る。
5. 校内において、HRや部活動以外の集会をもつときには顧問または担任を通じて生徒部の許可を得る。
6. 募金活動をしようとするときには顧問または担任を通じて生徒部に申し出て学校長の許可を得る。
7. 放送を流したいときには、所定の手続きを経て放送部に依頼する。
8. 校内で政治および選挙活動を行う場合は、事前に顧問または担任を通じて生徒部に申し出て学校長の許可を得る。

〔Ⅴ〕 所持品について

1. 生徒は登校の際や校外行事に参加するときには、必ず身分証明書および生徒手帳を携行してい

なければいけない。

2. 学校での学習活動に必要なでない金品等を校内に持ち込まない。
3. 貴重品の管理は、原則として自己責任とし、教室移動の際などには、ロッカー等に必ず鍵をかけて保管する。やむを得ない場合には、授業担当者、担任、顧問等に預ける。
4. 所持品にはすべて記名し、自己の責任において管理する。
5. 盗難に遭ったり、紛失・拾得をしたときには担当の先生を通じた上で、直ちに生徒部に届け出る。

〔Ⅵ〕 登下校について

1. 自転車通学を希望する者は、所定の手続きにより担任を通じて、生徒部に申請し許可を得る。申請時にはヘルメットが必要になる。道路交通法に従い、安全に利用する。傘差し運転、乗車時の携帯電話、スマートフォン使用・イヤホンの装着、横列並走、暴走、二人乗り、信号無視などはしない。違反する者に対しては自転車通学の許可を取り消すものとする。
2. 自転車は指定のシールを貼り、学年別に決められた所定の駐輪場に駐輪する。
3. 一般通行者の邪魔になるような集団行動を行わない。また、食べ歩きなどはしない。

〔Ⅶ〕 休日登校について

1. 国民の祝日・日曜日・土曜日・閉庁日および12月29日より1月3日までの登校は原則として禁止する。ただし、事情により登校しなければならないときには、顧問の付き添いがある場合に限り、

休日となる前日の午前中までに所定の手続きにより生徒部に届け出る。創立記念日（5月2日）、都民の日（10月1日）もこれに準ずる。

2. 夏季・冬季・春季の長期の休業中の登校については別に定める。

〔Ⅷ〕旅行・宿泊等について

1. 遠隔地への旅行で学生割引証を必要とするときは使用の1週間前までに経営企画室に申し込む。

〔Ⅸ〕アルバイトについて

1. アルバイトは平日・休日に関わりなく禁止する。
ただし、家庭の事情により止むを得ないときには所定の手続きにより、HR担任に申請する。

〔Ⅹ〕エアコン使用について

使用の期間 夏季 7月1日から9月30日

冬季 12月1日から3月25日

1. 教室内の換気に気をつけ、冷暖房設備の運転時には、なるべく換気扇も運転する。
2. 教室を移動する時は換気扇を停止する。
3. 換気扇の運転と停止の確認は、日直が行う。

〔Ⅺ〕特別な指導について

法に触れる行為（触法行為）は、学校の内外を問わず絶対にしてはならない。

（例）いじめ、暴力、恐喝、窃盗・万引、盗撮、わいせつ行為、飲酒、喫煙、薬物乱用など

これらの行為をした場合、またはその場にいた場合には、特別な指導を受けることになる。

更に次に掲げる項目も同様に特別な指導の対象となる。

・オートバイ（原動機付自転車や自動二輪車）や

自家用車による登下校や校外行事への参加。

- ・電子タバコ等の使用・所持。
- ・集団での威圧行為。
- ・テスト等での不正行為。
- ・公共物の破損。
- ・インターネット上への不適切な書き込み行為。
- ・授業妨害。
- ・教師への暴言。
- ・指導無視。
- ・その他高校生としてふさわしくない行為、学校で禁止している行為。

次に掲げる行為は厳しく指導することになる。

- ・学校所定の制服以外での登校。
- ・頭髪の加工。
- ・授業中の携帯電話・スマートフォンの使用。
- ・化粧および装飾品（ピアス・ネックレス等）の着用。
- ・その他高校生としてふさわしくない行為、学校で禁止している行為。